



【めざす生徒像】

- ・物事を深く考える人（深く考える力）
- ・自らの思いや考えを行動に起こせる人（思いや考えを行動にする力）
- ・困難に屈せず課題の解決に挑める人（自分に負けない力）

【家庭・地域との連携】

- 地区青少年相談員
（民生児童員・保護司）
- 中学校区の小学校
- 中学校区の子どもセンター
- 青少年健全育成協議会
- 地域社会福祉協議会

【いじめ防止対策委員会】

- 役割：（いじめを生まない校風づくりといじめの把握、対策について検討する）
- 構成員：
（校長・副校長・教務主任・生徒指導主任
・学年主任・支援コーディネーター
・養護教諭・青少年教育カウンセラー）
- 校内支援委員会：年3回（1年のみ4回）

【関係機関との連携】

- 教育委員会
- 青少年相談センター
- 県警少年・相談保護センター
- 中央区子育て支援センター
- 児童相談所
- 警察署

【いじめの未然防止の取組】

人権・いじめに対する認識を深め、問題行動に対して毅然とした態度で指導します

- ① 人権教育（人権作文1年生実施）を通じて、共存社会に対応する生徒を育てます。
- ② いじめ防止対策をおこない、いじめをしない、させない、されない環境づくりの推進。
 - 【いじめ対策基本方針】
 - 【いじめアンケート調査（年間3回）】
 - 【学校生活アンケート（月1回）】
 - 【いじめゼロプロジェクト（年1回）】
- ③ 道徳教育、支援教育の充実。
- ④ ネットいじめ講話「安心・安全教室（1年生対象）」

【いじめの早期発見】

生徒が示す小さな変化を見逃さないように、情報の共有を密におこないます

- ① 生徒の活動を見守り、観察・声掛けによる早期発見に努める。
- ② 教育相談事前調査の実施と、教育相談の充実。（各学期）
- ③ 保護者と共に考える、いじめ調査の実施による現状把握。（各学期）
- ④ ネットパトロールによるインターネット情報の把握・啓発。

【いじめへの対処】

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず速やかに組織的に対応します

- ① 被害生徒を守り、再発防止のために毅然とした態度で加害生徒等を指導。
- ② 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

《いじめの定義》

“「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行動（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう”

《重大事態への対処》重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

- ・ 重大事案とは、いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- （例）
- 生徒が自殺を企図した場合。
 - 身体に重大な障害を負った場合。
 - 金銭等に重大な被害を被った場合。
 - 精神面の疾患を発症した場合。など